

# 静岡県立大学新学部設置構想検討委員会規程

令和4年11月1日 規程第204号

## (設置)

第1条 静岡県立大学における保健衛生、福祉及び保育・教育学系学部の新設に必要な調整及び検討を行うため、静岡県立大学新学部設置構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保健衛生、福祉及び保育・教育学系新学部の設置に係る検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) その他保健衛生、福祉及び保育・教育学系新学部の設置に係る調整等に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1人
- (2) 各学部、各大学院研究科（研究院）から選任された教員 各1人
- (3) 短期大学部から選任された教員 1人
- (4) 事務局長が選任した事務局（経営戦略部及び教育研究推進部）職員 各1人
- (5) 短期大学部事務部長が選任した事務部職員 1人
- (6) 学長が適当と認める外部有識者 1人

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長があらかじめ指名する者をもってこれに充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会での検討状況について、静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、短期大学部総務室及び短期大学部学生室において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。